

岐阜工業高等専門学校受託研究実施規程

学校規則 第35号
平成17年11月 9日

(趣旨)

第1条 岐阜工業高等専門学校（以下「本校」という。）における受託研究の実施については、独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則（以下「機構受託研究実施規則」という。）によるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における「研究担当者」とは、当該受託研究に従事する本校の教員等をいう。

(受入れの条件)

第3条 受託研究は、当該研究が本校の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り行うものとし、その受入れの条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 受託研究は、委託者が一方的に中止することができない。ただし、委託者から中止の申出があった場合には、委託者と協議の上、中止を決定することができる。
- 二 受託研究の結果生じた知的財産に係る権利が生じた場合には、これを無償で使用させ、又は譲与することはできない。
- 三 受託研究に要する経費（以下「受託研究費」という。）により取得した設備費は、原則として返還しない。
- 四 やむを得ない事由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合において、委託者の受ける損害に対し本校は、その責を負わないものとし、また経費に不用が生じた場合は、委託者に返還することができるものとする。
- 五 受託研究費は、当該研究の開始前に銀行振込により納付することを原則とする。

2 校長は、前項第3号及び第5号に規定する受入れ条件については、委託者が国の機関若しくは政府関係機関、地方公共団体又は独立行政法人等である場合には、これを付さないことができる。

(受託研究費)

第4条 受託研究を受け入れるに当たって委託者が負担する額は、謝金、旅費、研究支援者等の人件費、設備費等の当該研究遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）、当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要な技術料や機器損料等の経費（以下「間接経費」という。）及び受託料の合算額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、直接経費のみとする。

- 一 委託者が国（国以外の団体等で国からの補助金等を受け、その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。以下同じ。）である場合
 - 二 委託者が政府関係機関、地方公共団体又は独立行政法人等であって、財政事情で間接経費を負担できない場合
- 2 間接経費の額は、機構受託研究実施規則第4条第2項に規定する額とする。
- 3 受託料の額は、機構受託研究実施規則第4条第3項に規定する額とする。

(受託研究の申込み)

第5条 本校に受託研究の申込みをしようとする者は、別紙様式第1号による受託研究申込書を校長に提出しなければならない。

(受入れの決定等)

第6条 受託研究の受入れに当たっては、提出された受託研究申込書に基づき、テクノセンター技術開発部門に諮り校長がこれを決定するものとする。

2 校長は、受託研究の受入れを決定したときは、別紙様式第2号により申込者に、別紙様式第3号により契約担当役に通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 契約担当役は、前条に規定する通知に基づき、直ちに受託研究の申込者と受託研究契約を締結するものとする。

2 契約担当役は、契約を締結したときは、別紙様式第4号により校長及び研究担当者に通知するものとする。

(中止又は期間の延長)

第8条 研究担当者は、当該受託研究を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、直ちに校長に報告し、その指示を受けるものとする。

2 校長は、前項に規定する報告により受託研究の遂行上やむを得ないと認めるときは、これを中止し、又はその期間を延長することを決定し、その旨を契約担当役に通知するものとする。

(完了の報告)

第9条 研究担当者は、当該受託研究が完了した場合は、別紙様式第5号により校長に提出するものとする。

2 校長は、前項の報告を受けたときは、これを確認のうえ契約担当役に通知するものとする。

3 校長は、受託研究の結果を委託者に報告するときは、研究担当者をして行わせるものとする。

(研究成果の公表)

第10条 校長は、受託研究による研究成果の公表の時期及び方法について、必要な場合には、委託者との間で適切に定めるものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年11月9日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

2 岐阜工業高等専門学校受託研究取扱規則（昭和56年12月19日制定）は、廃止する。

附 則（平成19年学校規則第12号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年学校規則第7号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年学校規則第17号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別紙様式第1号（第5条関係）

平成 年 月 日

岐阜工業高等専門学校長 殿

住 所

（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）

氏 名

印

受 託 研 究 申 込 書

岐阜工業高等専門学校受託研究実施規程に基づき、下記のとおり研究を委託したいので申込みます。

記

1 研究題目

2 研究担当者

3 研究目的及び内容

4 研究に要する経費 円

5 研究期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

6 物品等の提供

7 その他

（申 込 者） 殿

岐阜工業高等専門学校長

印

受 託 研 究 受 入 決 定 通 知 書

平成 年 月 日付けで申込みのあった下記の受託研究について、受入れを決定したの
で通知します。

おって、本校契約担当役と契約を締結してください。

記

1 研究題目

2 研究に要する経費 円（消費税額を含む）

3 研究期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

4 研究担当者

5 その他

契約担当役 殿

岐阜工業高等専門学校長
印

受託研究受入決定通知書

下記により受託研究の受入れを決定したので、通知します。

記

- 1 委託者の住所，氏名
- 2 研究題目
- 3 研究目的及び内容
- 4 研究に要する経費 円（消費税額を含む）
直接経費 円
間接経費 円
受託料 円

内 訳（直接経費）

物件費	旅費	謝金	計

- 5 研究期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 6 研究担当者
- 7 物品等の提供
- 8 その他

別紙様式第4号（第7条関係）

平成 年 月 日

受託研究契約締結通知書

殿

契約担当役

平成 年 月 日付け岐阜工業高等専門学校契約担当役 と

との間において契約を締結したので通知します。

記

1 研究題目

2 研究期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

（契約書の写しを添付）

受託研究完了通知書

岐阜工業高等専門学校長 殿

研究担当者 氏 名 印

平成 年 月 日から開始した下記の受託研究が完了したので報告します。

記

1 研究題目

2 委託者氏名

3 研究期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

4 研究の概要及び経過等

5 その他